

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

この法律の施行後五年を目途として検討を加えるべき事項として、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の緊急承認に係る制度の在り方を明記すること。

(附則第三条関係)